

2023年3月10日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

**国際会計基準審議会による公開草案「国際的な税制改革
—第2の柱モデルルール」に対する意見**

全国銀行協会¹として、貴審議会（IASB）による公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール」（以下「公開草案」という。）に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

IASBによる活動および今般の公開協議を歓迎するとともに、開示に関するいくつかの論点について、全国銀行協会として意見を述べたい。

質問事項への回答

質問2 — 開示（第88B項から第88C項）

IASBは、第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されてはいるが未発効である期間において、企業が次の内容を当期のみについて開示することを提案している。

- (a) 企業が営業を行っている法域において制定又は実質的に制定された、そうした法制に関する情報
- (b) 当期に係る企業の平均実際負担税率（IAS第12号の第86項で定めているように計算）が15%未満である法域。企業はまた、これらの法域における会計上の利益及び税金費用（収益）の総額も、その結果としての加重平均実際負担税率とともに開示することとなる。
- (c) 企業が第2の柱の法制への準拠のための準備をするにあたり行った評価で、次のような法域があることが示されているかどうか
 - (i) 上記(b)の要求案を適用する際に識別されているが、企業が第2の柱の法人所得税の支払の対象とならない可能性がある法域、又は、
 - (ii) 上記(b)の要求案を適用する際に識別されていないが、企業が第2の柱の法人所得税の支払の対象となる可能性がある法域 IASBはまた、第2の柱の法制が発効している期間において、企業が第2の柱の法人所得税に係る当期税金費用（収益）を区分して開示することも提案している。

¹ 全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

結論の根拠の BC18 項から BC25 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

第 2 の柱の法制が制定又は実質的に制定されてはいるが未発効である期間における開示について

(開示の反対について)

平均実際負担税率にもとづく低課税法域に関する開示は、追加的なコストが生じることに加え、利用者に有用な情報を提供しないばかりか、誤解を与えるおそれがあるため、開示に反対する。

平均実際負担税率にもとづく低課税法域に関する開示の目的は、将来のトップアップ税の予測に有用な情報を提供することにある。しかし、トップアップ税はモデル特有の複雑な計算を経て算定されることに加え、各法域において税制が見直される可能性や企業が税務戦略を変更する可能性もあり、法制発効前の平均実際負担税率やその計算根拠は、将来のトップアップ税の予測に有用とはならず、むしろ、利用者に誤解を与えるおそれがあると考えられる。また、現行の IAS 第 12 号では法域別情報の開示は要求されておらず、未発行である期間における開示のために追加的なコストが生じることが想定される。

(各法域の税負担率の計算の明確化について)

また、仮に上記開示が避けられない場合であっても、各法域の税負担率の計算に当たっては、本邦のように企業の全世界所得により納税額を計算している場合には、海外支店納付分に本邦で追加負担した分を加えた税費用をもって税負担率を計算し、その結果 15%以上であれば開示は不要であることを明確にしていきたい。

本邦税制のように全世界所得を合算して納税額を計算している場合、法定実効税率が 15%未満の法域に支店を保有していたとしても、基本的には本邦と当該法域の実効税率差分は本邦で納税されることとなる。このようなケースにおいては、当該差分の本邦での納税を勘案（各国に配賦）したうえで、税負担率が 15%を上回るか下回るかで開示の要否を判断するのが適切である。

しかしながら、本公開草案では、企業の税負担率は、IAS 第 12 号 86 項の定義する「平均実際負担税率」の計算に依拠するとの記載に留まり、かつ当該条文でも具体的な計算方法については定義されていない。このため、各社の判断によっては、海外で支払った税金のみで税負担率を計算し、その税率と税金費用を開示する事態が発生しうる。これは本邦においては、実態と大幅に乖離する可能性があり、投資家の判断の誤認を惹起するおそれがある。

第2の柱の法制が発効している期間の当期税金費用(収益)の区分開示について

第2の柱の法制が発効している期間の当期税金費用(収益)の区分開示は、第2の柱モデル導入の目的適合性や投資家への情報提供の有用性の観点で、意義は薄いと考えるため、開示のコストも踏まえ、不要としていただきたい。

第2の柱モデルルールの目的は、多国籍企業グループの最低限の法人税の負担を確保することである。この目的は、第2の柱モデルの法制が各国で発効することにより達成されるため、発効後に税金費用の内訳を開示することとは無関係である。

また、投資家の観点からは、法制発効前においては、第2の柱の法制発効による将来影響に関する情報は、仮にこれを見積もることができる場合には一定程度有用であるかもしれない。一方で法制発効後の第2の柱モデルの影響額の有用性は高くないと考えられ、本件開示のために要する情報収集に係る時間、実際に開示を作成する労力、および監査人のレビュー費用等を含めた実務上の開示のコストに見合わない。

以 上